

「労働者使い捨て」でいいのか 11.8 シンポジウム

～雇い止めと労働契約法を考える～



労働者はモノではないぞ。

無期雇用
は勘弁を



日時

2013 年

11 月 8 日(金)

午後 6 時 30 分～

場所

早稲田大学文学部(戸山キャンパス)31号館 208 教室

東京都新宿区戸山1-24-1

最寄駅：地下鉄東京メトロ 東西線 早稲田駅 徒歩 3分

参加費無料

[企画内容]

今年4月から改正された「労働契約法」では、契約社員などの有期雇用契約でも5年を超えた場合に「無期雇用」への転換が、企業の義務(申し出が必要)となりました。

しかし、実際には5年で契約終了(雇い止め)を前提とした雇用を押し付けるなど、企業の脱法行為はすでに始まっています。

今、雇用をめぐる情勢は、どうなっているのか、皆さんと現場の実態を聞き、学習して考えていきます。

現場からの告発

- ・いすゞ自動車の実態
- ・カフエ・ベローチエの実態
- ・大学非常勤講師の実態

学習「改正労働契約法と雇い止めの関係をどうとらえるか」

今井 拓 さん

日本大学経済学部等講師
(社会政策論)

主催：早稲田ユニオン

共催：JMIU いすゞ支部
首都圏青年ユニオン

首都圏大学非常勤講師組合

連絡先

首都圏青年ユニオン

電話：03-5395-5359

Mail:union@seinen-u.org